

特定非営利活動法人日本ジオパークネットワーク定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本ジオパークネットワークという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本各地のジオパークをユネスコ世界ジオパークのガイドラインに沿った質の高いものとするため、関係者相互の連携により調査研究及び情報収集を行うとともに、ジオパークに関する情報発信及び普及啓発を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 国際協力の活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 科学技術の振興を図る活動
- (11) 経済活動の活性化を図る活動
- (12) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (13) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言並びに援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 普及啓発に関する事業
- (2) 情報収集発信に関する事業
- (3) 活動支援に関する事業

- (4) 認定審査に関する事業
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員及び準会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 日本ジオパークに認定された地域団体
- (2) 準会員 日本ジオパークの認定を目指す個人及び地域団体
- (3) 協賛会員 前2号に規定する会員を除き、この法人の目的に賛同する個人及び団体等で、かつ、年会費を納入したもの

(入会)

第7条 理事長は、会員及び準会員として入会しようとする個人及び地域団体から、別に定める入会申込書により入会申込みがあった場合には、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、協賛会員として入会しようとするものから、入会申込書により入会申込みがあった場合には、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。この場合において、入会金及び年会費を添えて申込みをしなければならない。
- 3 理事長は、前2項に規定するものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって申込者にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (2) 入会金又は年会費を1年以上納入せず、理事会において納入の意思がないものと判断したとき。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当した場合には、総会において、出席した正会員及び準会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合において、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会金、年会費の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、年会費は、その理由を問わず返還しない。

第4章 役員

(種別及び選任等)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 理事の中から互選により、次の役職者を選任する。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名以上

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、総会及び理事会の議決並びにこの定款の定めに基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていないときは、その任期を任期の末日後、最初の総会が終結するまで延長する。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席した正会員及び準会員の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。この場合において、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又は定款に著しく違反する行為のあったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 17 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 18 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 19 条 総会は、正会員及び準会員をもって構成する。

- 2 協賛会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第 20 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) その他、理事会から付託された事項

(開催)

第 21 条 通常総会は、毎年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員及び準会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 13 条第 4 項第 4 号の規定により招集したとき。

(招集)

第 22 条 総会は、理事長が招集する。ただし、前条第 2 項第 3 号の規定による場合は、監事が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その

日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 23 条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 24 条 総会は、正会員及び準会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 25 条 総会における議決事項は、第 22 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急を要する議事が出席した正会員及び準会員から提案され、これを総会の議案とすることについて出席した正会員及び準会員の 5 分の 1 以上の同意があったときは、これを総会の議案とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員及び準会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(表決権等)

第 26 条 各正会員及び準会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員及び準会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員及び準会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員及び準会員は、第 24 条、前条第 2 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員及び準会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員及び準会員総数並びに出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を明記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 29 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算の変更
- (2) 入会金及び会費の額
- (3) 長期借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 30 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 13 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 30 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 33 条 理事会における議決事項は、第 31 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急を要する議事が出席した理事から提案され、これを理事会の議案とすることについて出席した他の理事の 1 人以上の同意があったときは、これを理事会の議案とすることができる。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事長が急を要し、理事会に付議する時間的余裕がないと認める場合は、書面又は電磁的方法により、理事総数の過半数以上の可決をもって理事会の議決に代えることができる。この場合において、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 34 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び同 3 項並びに第 35 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を明記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 36 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 37 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 38 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 39 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 40 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費

用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 43 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 46 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。ただし、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金の場合はこの限りではない。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 5 月 1 日に始まり翌年 4 月 30 日に終わる。

第 8 章 事務局及び顧問

(設置)

第 48 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(顧問)

第 49 条 この法人は、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

3 顧問に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第 50 条 事務所には、法第 28 条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかななければならない。

(1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(2) 収益費用に関する帳簿及び証拠書類

第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この定款の変更は、社員総数の 2 分の 1 以上が出席し、その出席者の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員及び準会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 項の事由によりこの法人が解散するときは、社員総数の 2 分の 1 以上が出席し、その出席者の 4 分の 3 以上の多数による議決を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員及び準会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属させるものとする。

第10章 雑則

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、官報により行う。

(委任)

第 55 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。